

こうち子育て家庭応援事業実施要綱

(目的)

第1条 店舗や施設などの協力を得て、子育て家庭や妊娠中の女性に商品割引や地域産品のプレゼントなどの優待サービスを実施することにより、地域による子育て支援の雰囲気づくりを行い、地域の活性化や子どもを持つことのイメージの向上を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、「子育て家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する者がいる家庭をいう。

(1) 児童(満18歳未満)又は満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでの者

(2) 妊娠中の者

2 この要綱において、「協賛事業所」とは、この事業の目的に賛同し、子育て家庭等に対する優待サービスを提供する事業所として、高知県(以下「県」という。)が登録した事業所をいう。

3 この要綱において、「優待券」とは、子育て家庭等が協賛事業所から優待サービスの提供を受けるときに提示するために、県が「こうち子育て家庭応援事業優待券」として作成する券をいう。

4 この要綱において、「ステッカー」とは、県が協賛事業所の登録時に、協賛事業所に渡す「協賛事業所ステッカー」をいう。

(事業内容)

第3条 子育て家庭等が第2条第1項第1号に定義する者を伴い、もしくは第2条第1項第2号に定義する者自らが、協賛事業所を訪れ、優待券を提示した際に、協賛事業所は、県にあらかじめ登録した優待サービスを提供する。

2 県は、協賛事業所の募集を行うとともに、こうち子育て家庭応援事業や協賛事業所の広報を行う。

(事業の実施主体)

第4条 この事業は、県が実施主体となつて行う。

(協賛事業所の登録)

第5条 協賛事業所の登録を受けようとする事業者は、高知県知事(以下「知事」という。)に、別記第1号様式により、参加申込を行う。

2 知事は、第1項の申込内容を適当と認め、協賛事業所の登録を決定したときは、別記第2号様式により、申込事業者に通知するとともに、ステッカーを交付する。

3 知事は、第1項の申込内容を不適当と認め、協賛事業所の非登録を決定したときは、別記第3号様式により、申込事業者に通知を行う。

(登録内容の変更、中止)

第6条 協賛事業所の事業者は、協賛事業所の登録内容を変更、又は協賛事業所の中止を行う場合は、別記第4号様式により、知事に届出を行う。

2 知事は、協賛事業所の登録内容の変更を行ったときは、別記第5号様式により、届出事業者に通知を行う。

3 知事は、協賛事業所の中止を行ったときは、別記第6号様式により、届出事業者に通知を行う。

(協賛事業所の取消)

第7条 知事は、登録内容に虚偽の記載があるなど、協賛事業所としてふさわしくない事由があると認めるときは、協賛事業所の登録の取消を決定し、別記第7号様式により、事業者に通知を行う。

(登録決定通知書等の再交付)

第8条 第5条第2項の規定による協賛事業所の登録を受けた事業者は、別記第2号様式の協賛事業

所登録決定通知書若しくはステッカーを紛失又はき損したときは、別記第8号様式により、協賛事業所登録決定通知書又はステッカーの再交付を受けることができる。

2 県は、前項の規定に基づき、協賛事業所登録決定通知書を再交付するときは、再交付の文字を当該協賛事業所登録決定通知書に記入して交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、こうち子育て家庭応援事業に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成19年 6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月 1日から施行する。